

幸福度日本一のまち ながよ

長与町都市計画 マスタープラン

Nagayo town city planning master plan



長崎県長与町

令和5年3月改訂（平成9年9月策定）

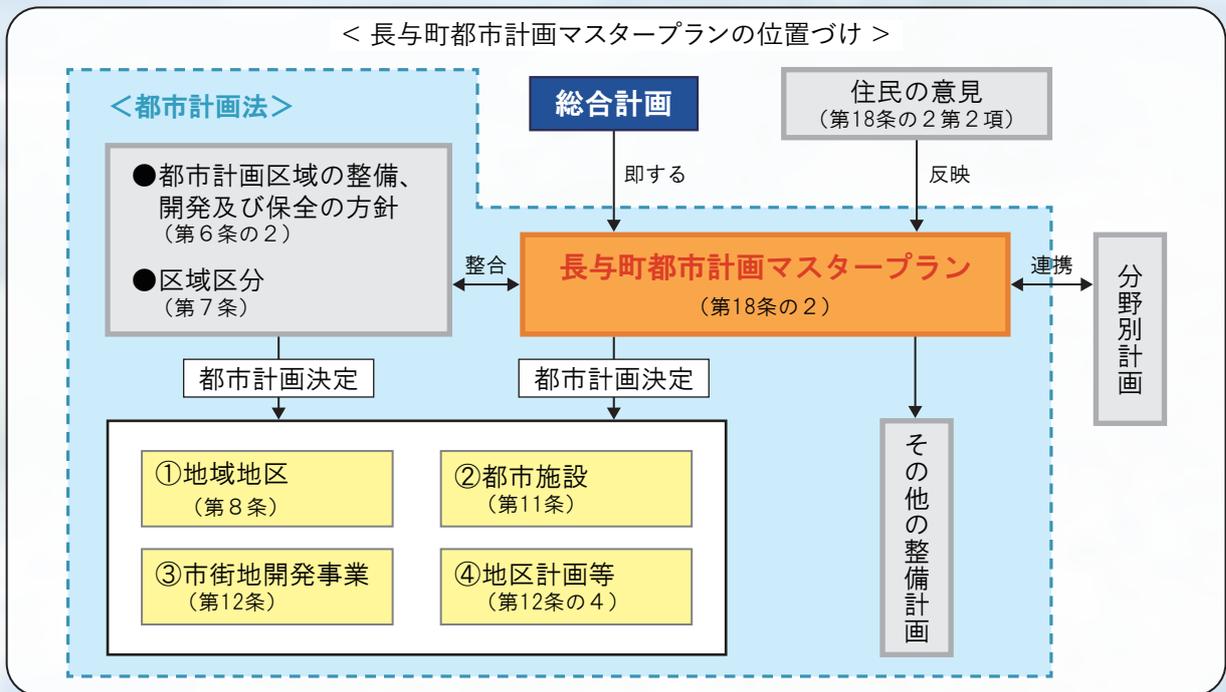
1. 都市計画マスタープランの基本的な枠組み

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。市町村の創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立して、将来のあるべきまちの姿を定めるものです。

長与町都市計画マスタープランの策定にあたっては、本町が定める『長与町総合計画(以下、「総合計画」という)』を上位計画とし、加えて都市計画関連事項について他の法令に基づく分野別計画とも連携を図ります。

また、長崎県が定める『長崎都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』についても、広域的な都市の一体性を確保する観点から整合を図ります。



2. 計画対象区域と目標年次

① 計画対象区域

長与町都市計画マスタープランの計画対象区域は、町全域の2,873haとします。

都市計画区域	1,342 ha
都市計画区域外	1,531 ha

② 目標年次

計画目標年次は、長期的な視野に立って将来のまちの姿を見通した計画とするため、20年後を見据えた概ね10年後の2030(令和12)年とします。



II. 将来都市像

本町の目指すべき将来の都市像として、町全体のまちづくりの基本的な方向性である理念や目標、フレームを示すとともに、将来のあるべき都市構造を定めます。

1. 長与町のまちづくりの理念

幸福度日本一のまち ながよ

2. 長与町のまちづくりの目標



3. 将来人口フレーム

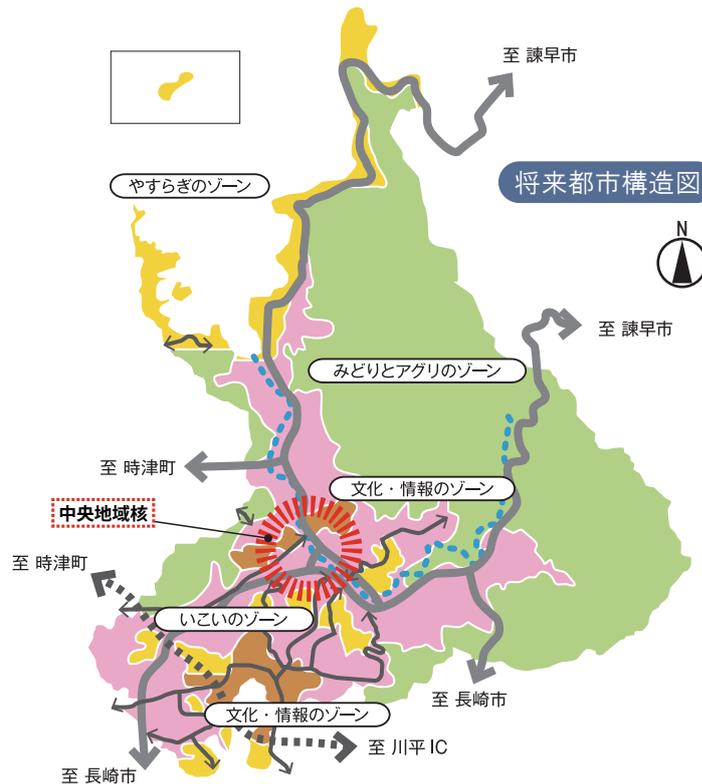
まちづくりの基本指標となる将来人口フレームは、次のとおり設定します。

将来人口フレーム(2030(令和12)年)
42,000人

4. 将来都市構造

町内を1つの地域核と4つのゾーンに分け、これらの機能分担と相互連携によりバランスのとれた都市の形成を図ります。

- 地域核**
町における生活圏の中心を構成するために、既存の都市機能の集積と連携した、新たな都市機能の導入を図ります。
- いこいのゾーン(住宅地域)**
日常生活の場として、便利で快適な住環境の形成を図ります。
- やすらぎのゾーン(景観地域)**
自然の保全を図りつつ、貴重な自然資源を活用した自然と親しむ空間の形成を図ります。
- みどりとアグリのゾーン(農業・森林地域)**
自然環境の保全を基本とし、農地の保全や森林の育成を図ります。
- 文化・情報のゾーン(学園地域)**
情報や教育関連の機能を集約するとともに、情報産業等の産業の振興・創出を図ります。



Ⅲ. 分野別方針

将来都市構造の実現に向けて、土地利用、都市施設、市街地整備、都市環境の4つの分野における整備方針を次のとおりとします。

Ⅲ-1. 土地利用

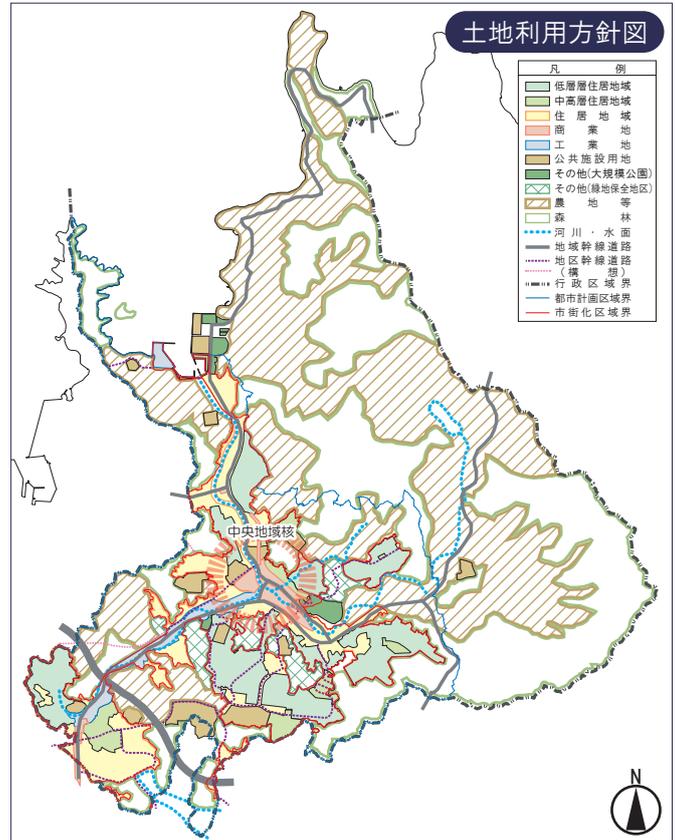
土地利用の基本目標

- ◆計画的な土地利用の誘導により環境負荷の少ないコンパクトな都市空間を創出するとともに、持続可能なまちづくりを目指します。
- ◆激甚災害にも耐えうる、安全・安心な居住環境の整備に努めます。
- ◆都市の骨格をなしている山、川、海の豊かな自然を大切に守ります。
- ◆土地利用の方向性を明確にし、町民の理解・周知に努めます。

土地利用の基本的な方針

- 良好な自然環境や優良な農地と、住み心地の良い市街地の共生を図ります。
- 人口減少社会に向け、効果的な公共サービスを継続していくためにコンパクトな市街地形成を推進します。
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制を行うとともに、既存市街地の安全・安心で快適な都市空間を形成します。
- 地域の特性に応じた適正な規制・誘導を進めるため、核・ゾーンの将来像をもとに、土地利用区分ごとの方向性を明らかにします。

土地利用方針図



Ⅲ-3. 市街地整備

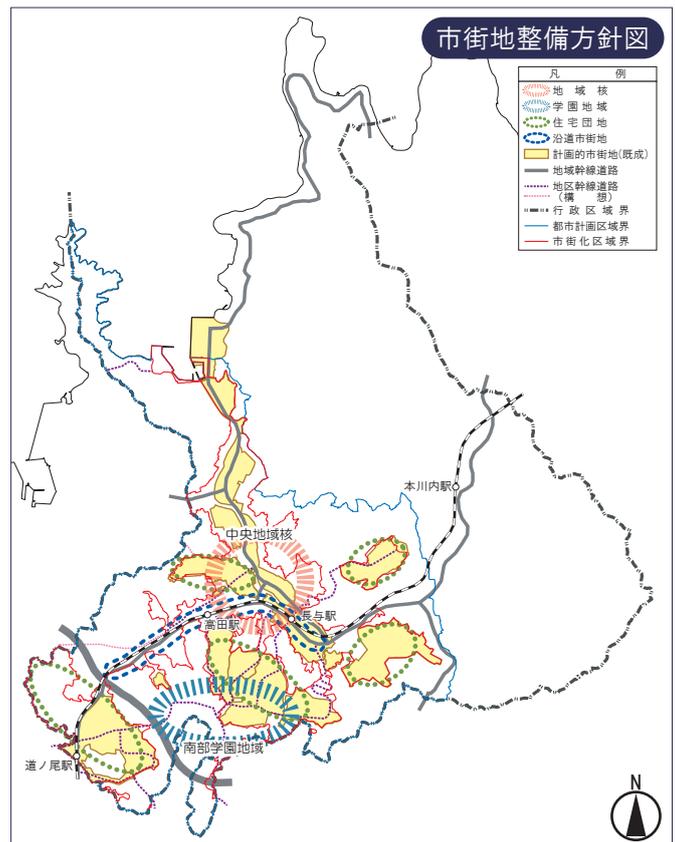
市街地整備の基本目標

- ◆関連法令等に基づく指導・誘導を行いながら、良好な市街地形成に向け、住宅環境や都市基盤の整備及び維持・管理に努めます。
- ◆持続可能な行政サービスの提供に向けた公共施設の再配置を検討するとともに、都市基盤の付加価値を高める景観形成やユニバーサルデザインへの対応を進めます。

市街地整備の基本的な方針

- 計画的な市街地整備の推進を図ります。
- 新たな開発等においては、周辺地域との連携・調和や幹線・補助幹線道路との一体的整備等を考慮します。
- 現在施行中の高田南土地区画整理事業については、事業の推進を図ります。

市街地整備方針図



Ⅲ－２．都市施設

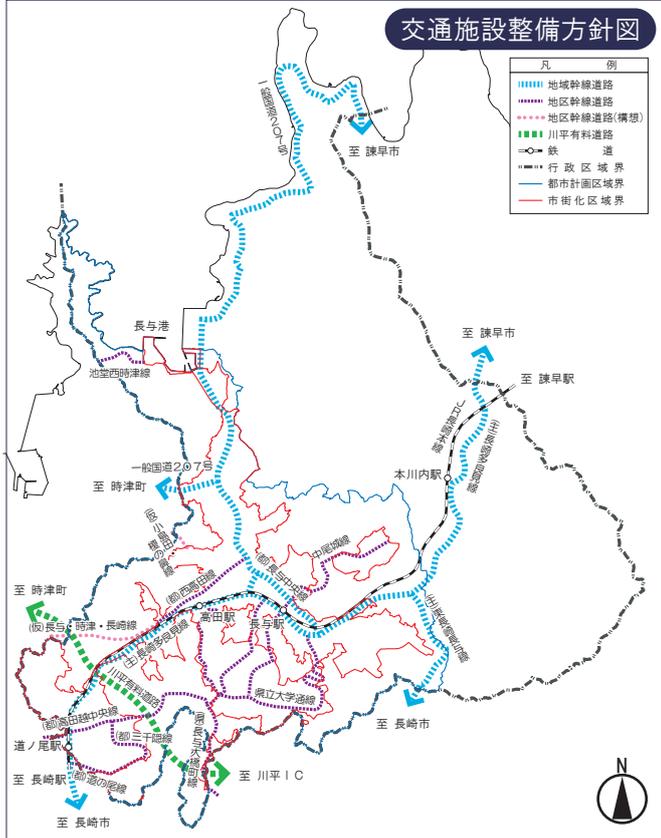
都市施設の基本目標

- ◆持続可能な都市基盤の維持に努めます。
- ◆長期的な展望も視野に入れた効率的な都市基盤の更新に努めます。
- ◆総合的な交通ネットワークを確立するとともに、公共交通の利用が不便な地域におけるコミュニティ交通の導入等を検討し、利便性の向上を図ります。

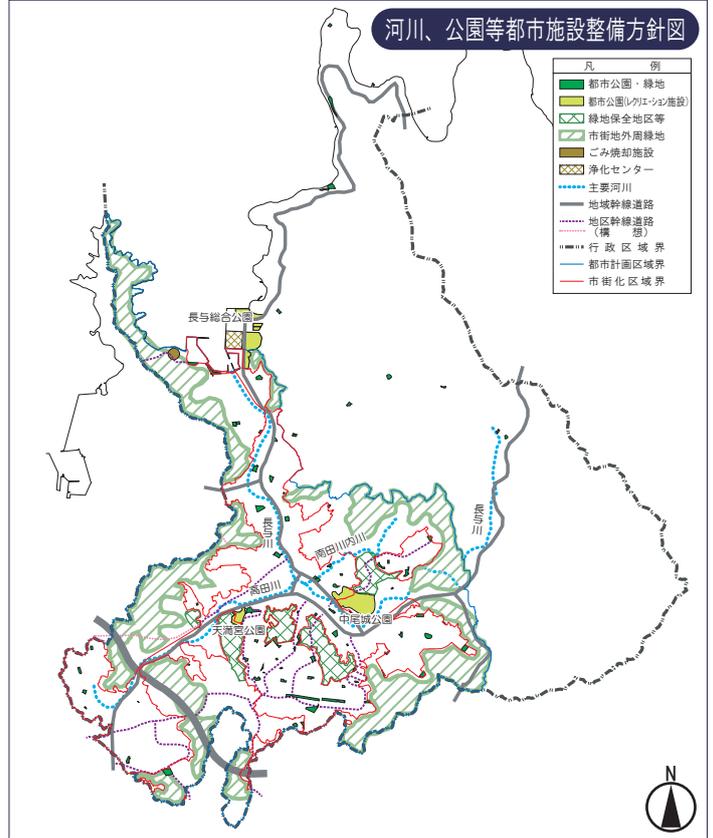
都市施設の基本的な方針

- 安全・安心なまちづくりの基盤となる道路、河川等の都市施設整備を計画的に推進します。
- 自動車交通の円滑化を図る交通ネットワークの形成を進めます。
- 誰もが便利に移動できる地域公共交通体系の構築を図ります。
- 日常生活に安らぎや潤いを与える身近な公園・緑地の整備やその他都市施設の魅力向上・充足化を進めます。
- 老朽化施設の修繕及び更新を計画的に行い、持続可能な都市基盤を維持します。

交通施設整備方針図



河川、公園等都市施設整備方針図



Ⅲ－４．都市環境

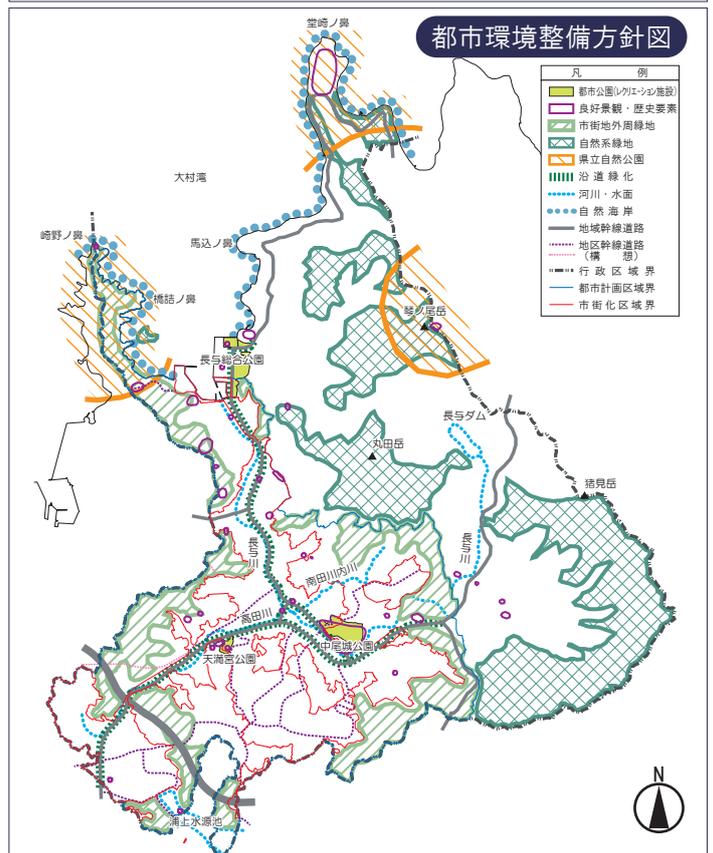
都市環境の基本目標

- ◆豊かな自然の山と海に囲まれた都市環境の良さをさらに高めます。
- ◆都市の発展・形成の基軸となっている河川沿いの空間を河川軸として設定し、これを中心に都市環境づくりを進めます。
- ◆市街地の特性に応じた環境形成を目指します。

都市環境の基本的な方針

- 山、海の自然の保全とレクリエーション的利用の調和を図ります。
- 河川軸を強調した都市景観の形成、身近な自然環境の創出を進めます。
- 沿道緑化を推進します。

都市環境整備方針図



IV. 地域別構想

地域区分にあたっては、本町の自治会や小学校区等の日常生活圏を基本とし、都市計画区域内を中心とした地域を「都市部」、都市計画区域外を中心とした地域を「農村部」として、右図の5つの地域に区分します。



地域区分図

IV-1. 中央地域

中央地域の将来像

水と緑に囲まれ
活力と交流に満ちた中心地域

中央地域の整備方針

- ①都市機能が集積した中央地域核の形成
- ②都市計画道路等の主要な都市施設の整備、充実
- ③既成市街地における良好な住環境の保全、向上
- ④農業環境との調和に配慮した適正な都市的土地利用の規制と誘導
- ⑤水と緑の自然環境の保全と活用



町中心部



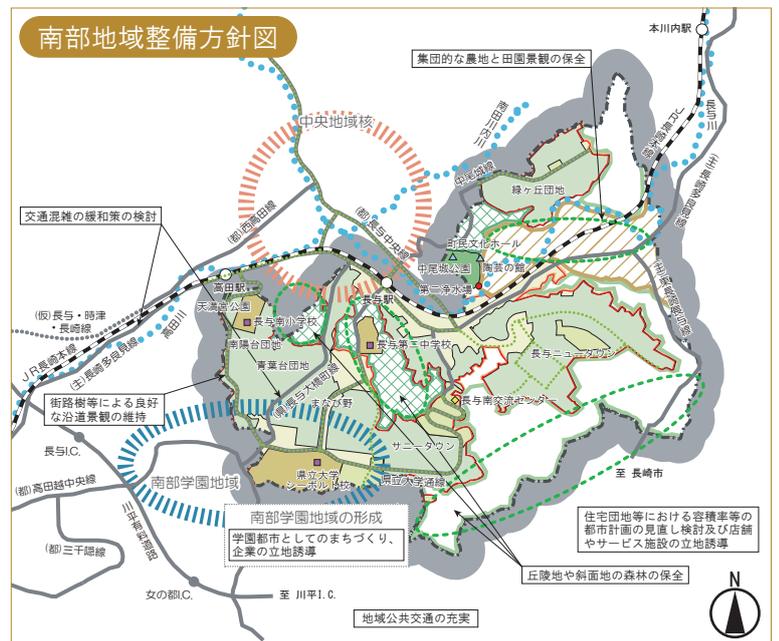
IV-2. 南部地域

南部地域の将来像

誰もが安心して暮らせる
潤いのある快適な居住地域

南部地域の整備方針

- ①高等教育機関を中心とした魅力ある学園都市づくり
- ②住宅団地における住環境の維持・改善
- ③交通混雑の緩和・地域公共交通の充実
- ④山林の保全と斜面緑化による連続した緑地の形成
- ⑤長与川沿いの集团的農地の保全



V. まちづくりの推進方策

1. 協働のまちづくりの仕組み

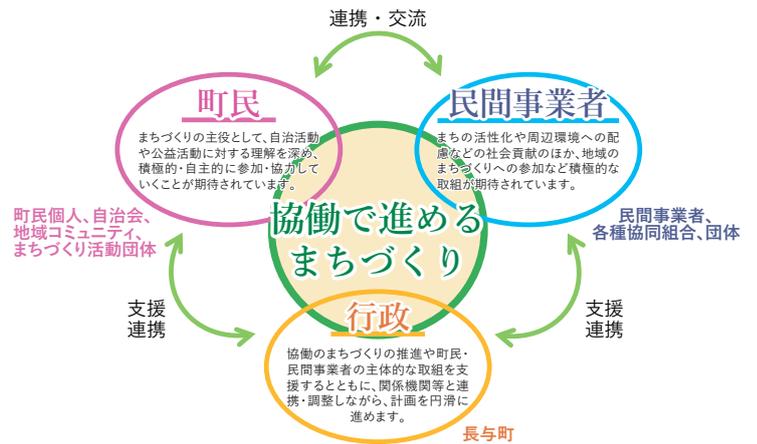
長与町都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを実現していくためには、行政だけが主体的にまちづくりを進めるのではなく、地域を構成する多様な担い手との相互の幅広い協働が必要であり、積極的にまちづくりに参画できるような仕組み・体制づくりが重要となってきます。

そのためには、町民・民間事業者・行政による協働のまちづくりを進めることが不可欠です。町民・民間事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながらも、互いに協力・協調し力を合わせてまちづくりに取り組んでいくことが必要となります。

まちづくりの連携と役割分担

- ①まちづくりに関する情報発信と共有
- ②民間事業者
- ③多様な担い手との協働の促進
- ④協働のまちづくりの推進

まちづくりの連携と役割分担のイメージ



2. まちづくりの実現に向けた方策

① まちづくりの実現手法

長与町都市計画マスタープランに掲げる将来都市像を実現していくために、都市計画が担う土地利用や建築物等の規制・誘導手法を活用するとともに、個別の事業等を推進し、都市基盤の整備に努めます。

都市計画の各施策や事業の推進にあたっては、計画の施策・事業化を段階的に進め、計画的に実施していくため、各施策・事業の優先順位を明らかにしながら、逐次実施し、必要に応じて都市計画の見直し・決定を進めます。

② 重点推進プログラム

長与町都市計画マスタープランに基づき、将来都市構造や分野別方針、地域別構想で掲げた将来像を実現する上で、まちづくりの推進上重要となる取組を重点推進プログラムとして位置づけます。

都市政策として緊急性や重要性が高く、本町のまちづくりにおいて先導的な役割を担うものとして推進していきます。



長与川の清掃

重点推進プログラム

- ①中央地域核における都市機能の強化
- ②南部地域における魅力ある学園都市づくり
- ③高田南土地区画整理事業とその他宅地整備事業の推進
- ④交通ネットワークと地域公共交通の充実
- ⑤潤いのある生活環境の形成と豊かな自然環境の保全

お問い合わせ先

長与町 建設産業部 都市計画課

TEL : 095-883-1111

FAX : 095-883-3337